

渡航手続代行契約取引条件説明書面

1 渡航手続代行契約

(1) ジャパントラベルイースト株式会社(以下「当社」という。)と渡航手続代行契約を締結する

お客様は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結したお客様であり、又は他の旅行会社の募集型企画旅行について当社が代理して契約を締結したお客様とします。

(2) 当社は、お客様の依頼により次に掲げる業務を引き受けます。

- ① 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続き
- ② 出入国手続書類の作成

2 契約の成立

(1) お客様は、申込書に必要事項を記入して、代行業務に必要な書類、資料その他渡航手続書類等とともに当社に提出いただきます。

(2) 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立します。

(3) 当社は、申込書の提出を受けることなく、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段による渡航手続代行契約の申し込みを受け付けます。この場合の契約は、当社が承諾した時に成立します。

(4) 当社は、業務上の都合があるときは、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

(5) 当社は、契約の成立後速やかに、渡航手続代行業務の内容、渡航手続料金の額、その收受方法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付します。

3 渡航手続代行料金と査証料等

(1) 当社は、別表に定める渡航手続代行料金および在日外国公館に支払う査証料を申し受けます。

(2) 当社は、代行業務を行うにあたり生じた郵送費、交通費、その他の費用を申し受けます。

4 守秘義務

当社は、代行業務を行うにあたって知りえた情報を他に洩らすことのないようにいたします。

5 契約の解除

次の場合、当社は契約を解除いたします。

(1) お客様が、所定の期日までに渡航手続書類を提出しないとき。

(2) お客様が渡航手続代行料金、査証料、その他費用を所定の期日までに支払わないとき。

(3) お客様が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可を取得できないおそれが極めて大きいと当社が認めるとき。

6 当社の責任

(1) 当社は、渡航手続代行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して6か月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 当社は、渡航手続代行契約により、実際にお客様が旅券等を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、お客様が旅券等の取得ができず、又は、関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社は責任を負いません。

(別表)

区分	内 容	料 金
旅券	(1) 申請手続 (申請書類作成のみ)	円
	(2) (1)と申請又は受領のための都道府県庁への同行案内	(1)の料金に円増 (交通費は別途)
	(3) (1)と代理申請又は法令で認められている代理受理	(1)の料金に円増 (交通費は別途)
	(4) (1)と緊急渡航手続	(1)の料金に円増
出入国記録書	(1) 出入国記録書類の作成代行	(1国につき)円
査証	(1) 観光性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行	(1国につき)円
	(2) 商用・業務性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行	(1国につき)円
	(3) 移民、留学、役務、長期滞在等特別な目的により渡航する場合	(1国につき)円
	(4) 査証取得手続代行者に依頼する場合の申請手続	円 (手続代行者への実費は別)
	(5) 緊急査証手続	(1)の料金に円増
	(6) 査証免除の手続書類の作成	(1国につき)円
検疫	検疫所、保健所、診療所等への同行案内又は検印の取得代行	円 (処置料、交通費は別)
各種証明書	警察証明書、兵役証明書、健康証明書、卒業証明書等の取得同行案内、署名認証の取得代行	円 (交通費は別)
再入国許可	再入国許可の申請手続	円
その他	上記に含まれないもの	実費

(注1) 上記料金は1人又は1件を対象とした料金です。

(注2) 上記の各該当料金は合算して申し受けます。

(注3) 上記料金には消費税が含まれています。